

特別養護老人ホーム もみの木 短期入所利用料金表

R3.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位10.33円)						施設利用費 (単位:円)						
	1日あたり						1日あたり						
	施設サービス費 (単位)	機能訓練体制加算 (単位)	サービス体制強化加算Ⅲ (単位)	夜勤職員配置加算Ⅱ (単位)	看護体制加算(単位)		負担段階	食費	居住費	介護保険負担割合			
					Ⅱ	Ⅳ				1割		2割	
1	696	12	6	18	8	23	第1	300	820	1,968	1,986	2,816	2,852
							第2	390	820	2,058	2,076	2,906	2,942
							第3	650	1,310	2,808	2,826	3,656	3,692
							第4	1,392	2,006	4,246	4,264	5,094	5,130
2	764	12	6	18	8	23	第1	300	820	2,047	2,064	2,974	3,007
							第2	390	820	2,137	2,154	3,064	3,097
							第3	650	1,310	2,887	2,904	3,814	3,847
							第4	1,392	2,006	4,325	4,342	5,252	5,285
3	838	12	6	18	8	23	第1	300	820	2,132	2,148	3,143	3,176
							第2	390	820	2,222	2,238	3,233	3,266
							第3	650	1,310	2,972	2,988	3,983	4,016
							第4	1,392	2,006	4,410	4,426	5,421	5,454
4	908	12	6	18	8	23	第1	300	820	2,212	2,229	3,304	3,337
							第2	390	820	2,302	2,319	3,394	3,427
							第3	650	1,310	3,052	3,069	4,144	4,177
							第4	1,392	2,006	4,490	4,507	5,582	5,615
5	976	12	6	18	8	23	第1	300	820	2,291	2,307	3,461	3,494
							第2	390	820	2,381	2,397	3,551	3,584
							第3	650	1,310	3,131	3,147	4,301	4,334
							第4	1,392	2,006	4,569	4,585	5,739	5,772

※ 令和3年4月1日現在の料金表です。

※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。

※ 介護サービス費の総単位数に2.7%が介護職員等特定処遇改善加算として加算されております。

※ 令和3年9月30日までの上乘せ分として所定単位数の0.1%が加算されます。

※ リハビリを希望された場合、個別機能訓練加算として56単位/日の1割または2割が加算されます。

※ 送迎をご利用の場合、片道184単位の1割または2割が加算されます。

※ ご利用者の病状等により、療養食加算として8単位/回の1割または2割が加算されます。

※ 洗濯を希望された場合、1回につき100円頂きます。

※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。

負担段階の区分 (認定は市区町村です)		介護保険の給付の対象とならないサービス
1. 配偶者(世帯分離している場合も含む)が市区町村民税非課税であること。		
2. 本人の預貯金等が1,000万円以下、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下であること。		
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	

※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。

※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。